

第16号議案

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部
改正

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部
を改正する条例

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（平成27年新城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「当該支給認定保護者」の次に「に係る」を加える。

別表第1中「900円」を「0円」に、「 $\left| \begin{array}{l} 1,200円 \\ 1,200円 \end{array} \right|$ 」を
「 $\left| \begin{array}{l} 0円 \\ 1,200円 \end{array} \right|$ 」に、「4,400円」を「0円」に、
「5,800円」を「0円」に、「8,000円」を「0円」に、「8,600円」を
「0円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の規定は、平成30年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、満3歳以上の支給認定子どもに対して平日の午前8時30分から午後3時までの間に行う教育又は保育に係る利用者負担額を無償とする等のた

め必要があるからである。